

下水道法の一部を改正する法律案

三大湾、湖沼等の閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、窒素又は燐を除去することができる処理施設の設置等の推進を図るとともに、国民生活の安全・安心を一層確保するため、流域下水道による広域的な雨水排除の推進、事故により有害物質又は油が流入した場合における応急措置等の義務付け等を行う。

1. 高度処理の積極的な推進

下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理(窒素又は燐を多くかつ確実に除去することができる処理)を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることとする。

閉鎖性水域では、水質改善が進まない

窒素・燐による富栄養化 赤潮発生回数の増加 水環境・生態系に影響
下水道の終末処理場を経由した窒素・燐の割合が高い

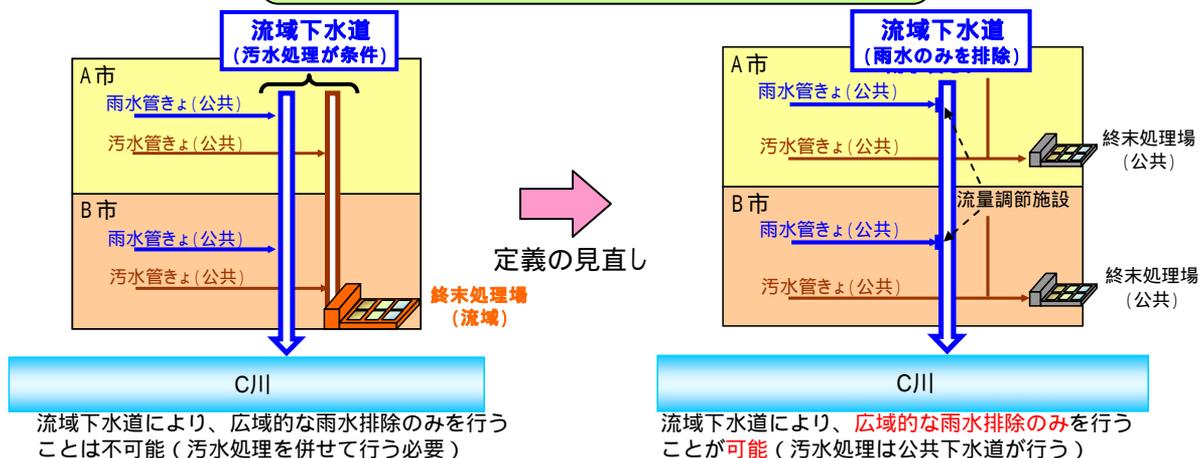
施設の改築時期を迎えている大都市
高度処理に必要な用地の確保が困難
普及促進を優先すべき中小都市
高度処理費用が相対的に割高



2. 広域的な雨水排除の推進

二以上の市町村の区域における雨水のみを排除する下水道を、流域下水道として整備することができることとする。

市街化の進展・集中豪雨の頻発
都道府県が事業主体となり、複数市町村の区域を対象に、**一体的かつ効率的に浸水対策**を行う必要性



3. 事故時の措置の義務づけ

事業場における事故により、有害物質又は油を公共下水道に排出した者は、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、公共下水道管理者に届け出なければならないこととする。